

重要事項説明書

デイサービス らくらく

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業のサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 苦情の受付について.....	4

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人ともみ会
- (2) 法人所在地 広島県三次市南畑敷町227番地の1
- (3) 電話番号 (0824) 62-1321
- (4) 代表者氏名 理事長 大倉 美知男
- (5) 設立年月 昭和63年9月29日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業
- (2) 事業所の目的 医療法人ともみ会が開設する通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 デイサービス らくらく
- (4) 事業所の所在地 広島県三次市南畑敷町227番地の1
- (5) 電話番号 (0824) 62-1321
- (6) 管理者 氏名 沼田 紀史
- (7) 運営方法 ①事業所の通所介護事業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
②事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成17年1月1日
- (9) 利用定員 18人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 三次市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝日、8月14日から8月16日まで及び12月30日から1月3日までを除く。	
受付時間	月～金	午前8時30分から午後17時30分まで
サービス提供時間	月～金	午前9時30分から午後16時40分まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービス及び第一号通所事業のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	職務内容
1. 管理者	1 名	名	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
2. 介護職員	2 名	1 名	利用者の日常生活上必要な介護や健康管理及び計画作成等を行う
3. 生活相談員	2 名	名	利用申込などの対外的な調整及び介護・サービス計画管理等を行う
4. 看護職員	名	1 名	大倉医院と連携し利用者の日常生活上必要な介護や健康管理を行う
5. 機能訓練指導員	名	2 名	利用者の日常生活上必要な機能の減退防止する訓練指導・助言を行う
6. 介護支援専門員	名	名	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の1割から3割が自己負担となり介護保険から7割から9割が給付されます。

＜サービスの概要＞

①日常生活上のお世話

食事、入浴、排泄、更衣、移動・移乗、服薬等の介助

②送迎

通常の事業実施区域内での送迎

③機能訓練

食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練や器械・器具等を使用した訓練、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操

④その他

趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供

＜サービス利用料金（1回あたり）＞（契約書第6条参照）

別紙の利用料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合、または、要介護認定申請中で、要介護度が未確定の場合、介護保険の認定後にその区分に応じた利用料金を徴収いたします。介護保険の認定が

非該当（自立）となった場合、介護保険対象外サービスとなりますので、実費費用として 1,000 円（一回のご利用毎）を徴収いたします。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（次頁（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）

＊以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供（食費）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1 食あたり 670 円

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

路程 1 キロメートル当たり 20 円を実費として徴収

③レクリエーション活動

ご契約者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：実費

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、月ごとのお支払いになります。但し、③、④のレクリエーション活動費、おむつ代は日ごとのお支払いになります。全額自己負担する場合有、その場合は、「サービス提供証明書」、「領収書」を発行致します。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第 7 条参照）

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○利用者側の都合（私事等）で、やむを得ずサービスの利用を中途終了する場合は、利用当日の指定通所介護の提供に対して、利用料を徴収するものとします。

○利用予定日のその当日に利用者側の都合で利用中止される場合は、準備の都合上、予め確保している食材料費について徴収するものとします。

6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けいたします。

○苦情受付窓口

[担当者]

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（但し、祝日は除く）

8時30分～17時30分

TEL 0824-62-1321

○公的機関の窓口

[国保連の窓口]

広島県国民保険団体連合会 介護保険係

TEL (082) 554-0783

[市町村の窓口]

三次市役所福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係

TEL (0824) 62-6387

また、苦情受付ボックスを、大倉医院待合スペースに設置しています。

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護サービス及び第一号通所事業のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービス らくらく

説明者職名 介護福祉士

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護サービス及び第一号通所事業のサービス提供の開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

利用者の代理人（ご家族等） 住所

氏名

印

改訂内容

令和6年11月16日

4. 3. 生活相談員3名→2名、4. 看護職員2名→1名に変更

5. (1) 利用料金の 1割から3割が自己負担となり介護保険から7割から9割

が給付されます。下線部追記した

5. (3) 全額自己負担する場合有、その場合は、「サービス提供証明書」、「領収書」を発行致します。を追記した。